

概要

県では、昨年策定した第六次長期計画「愛媛の未来づくりプラン」において、「調和と循環により、かけがえのない環境を“守る”やさしい愛顔あふれる『えひめ』づくり」を基本政策の一つに位置付けており、今後とも、本県の豊かな自然環境を保全するとともに、環境と調和した安全・安心な暮らしを実現していきたいと考えております。

主な施策としては、「生物多様性えひめ戦略」を昨年12月に策定し、急速に失われつつある本県の生物多様性の保全に向けて、さまざまな施策の着実な推進を図ることとしています。

また、本県海岸の良好な景観や保全を図るため、海岸漂着物処理推進法に基づき海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容、関係者の役割分担と相互協力に関する事項等を定めた「愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定しました。

更に、今年の東北地方太平洋沖地震により、福島第一原子力発電所事故が発生したことを受け、本県では、発生直後から環境放射線や放射性物質の県内への影響について監視の強化を行いました。

1 えひめ環境新時代に向けて

(1) 環境保全の総合的推進

低炭素社会の実現、循環型社会の構築、生物多様性の保全など、年々、複雑多様化するとともに、重要性を増す環境課題に的確に対応するため、えひめ環境基本計画に基づき、環境保全に関する様々な施策の着実な推進を図っている。

(2) 地球温暖化対策の推進

愛媛県地球温暖化防止実行計画に基づき、県内全域の温室効果ガス排出量並びに県の事務及び事業における温室効果ガス排出量削減のための施策を積極的に展開している。

(3) 資源循環型社会の構築

第二次えひめ循環型社会推進計画に基づいて廃棄物の減量・リサイクル等を推進することにより、資源の有効活用と環境負荷の低減を図るとともに、愛媛県廃棄物処理計画により廃棄物問題に適切に対処している。

(4) 瀬戸内海環境保全対策の推進

第7次水質に係る総量削減計画（平成24年2月改訂）、第二次全県域下水道化基本構想及び瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画等に基づいて、瀬戸内海の環境保全対策等を推進している。

(5) 生物多様性保全の取り組み

生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として、暮らしの中での生きものとのつながりである「内なる生物多様性」を県民一人一人が見出し、将来に守り伝え、その恵沢を将来にわたって享受できる社会の実現を目的とする、生物多様性えひめ戦略を策定した。

2 平成22年度の現況

(1) 環境教育の充実と環境保全活動の促進

環境教育推進事業、高校生地球温暖化防止推進事業による学校における環境教育の充実や生涯学習講座開設事業、環境活動のリーダーや研究者を派遣する環境マイスター派遣事業などにより地域における環境学習の拡充に取り組んだ。

また、小・中・高校生を対象にした「環境啓発ポスターコンクール」の実施や、「三浦保」愛基金を活用して環境保全又は自然保護に係る活動を行う非営利団体に対し補助金を交付し、環境保全・自然保護活動の活性化を図った。

なお、「愛りバー・サポーター制度」等に自発的に参加する団体を支援し、環境活動団体と行政との協働の推進を図った。

(2) 地球環境の保全

中小企業温暖化対策事業、クールビズ四国キャンペーン、ウォームビズえひめキャンペーン、エコドライブ推進事業等により、温暖化対策に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地球温暖化防止に向けた取組を推進した。

また、愛媛県グリーンニューディール基金を活用し、各種事業を実施した。

(3) 循環型社会の構築

県内の一般廃棄物の年間総排出量は、平成22年度速報値で約48.6万t（前年度約49.5万t）で、そのうち資源化量は約8万t（前年度約9万t）で、リサイクル率は18.6%となっている。

産業廃棄物については、「資源循環促進税」を活用して、紙産業資源循環促進支援事業や産業廃棄物不法投棄未然防止対策の強化など、産業廃棄物の排出抑制、減量化や有効利用を促進するとともに、適正処理の確保を図っている。

(4) 自然環境と生物多様性の保全

自然公園の適正な管理を行うとともに、鳥獣保護計画に基づいた適正な狩猟を推進したほか特定希少野生動植物や開発等の行為を規制する保護区等を公表するとともに、愛媛県外来生物対策マニュアルを作成し、さらに平成23年4月には適正かつ効果的な保護を行うため、特定希少野生動植物のうち4種について保護管理事業計画を定めた。

(5) 環境と経済の好循環

環境保全資金融資制度により、利子補給方式により、県内中小企業者の環境に配慮した事業活動の推進を図った。

また、「えひめ先進環境ビジネス研究会」を設立し、セミナーによる環境関連ビジネスの情報提供及び環境関連ビジネスに取り組もうとする企業等をプロジェクトチームに認定し、その活動を支援している。

(6) 生活環境の保全と創造

平成22年度の本県の大気環境は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素において環境基準を100%達成しているが、光化学オキシダントは基準を超過し、新居浜市において光化学スモッグ注意報を発令した。水環境については、健康項目はすべての地点、すべての項目で環境基準を達成しているが、生活環境項目は、BOD又はCODにおいて、河川で72%、湖沼で80%、海域で88%の達成率になっている。公害苦情処理については、県および市町における苦情受理件数は982件で前年度より118件減少している。その他騒音、振動、悪臭、土壌環境、環境放射能、有害化学物質等の概況について測定データ等をもとに検証している。